

第44号様式 記載要領

- 1 この申告書は、1 通提出してください。
- 2 ※印の欄は記載しないでください。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。
なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- 4 「法人の代表者氏名」の欄は、この申告書の作成時における法人の業務を主宰している方が記名してください。
- 5 「住所又は所在地」の欄は、本店の所在地及び京都市の区域内の事業所等が支店の場合は主たる支店の所在地を併記してください。
- 6 「事業種目」の欄は、事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載してください。
なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付してください。
- 7 「資本金の額又は出資金の額」の欄は、期末現在における資本金の額又は出資金の額を記載してください。
- 8 「事業所税の 申告書」は、次により記載してください。
 - (1) 法第701条の46又は法第701条の47の申告の場合は、記載しないでください。
 - (2) 法第701条の49の申告の場合は、「修正」と記載してください。
- 9 ①及び②の欄は、別表1（事業所等明細書）の「1 算定期間を通じて使用された事業所等」又は「2 算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等」に係る事業所床面積の合計で①又は②に対応するそれぞれの数値を記載してください。
- 10 ③及び④の欄は、別表2（非課税明細書）の㊦の合計（事業所等が2以上の場合はこれらの合計とする。）で③又は④に対応するそれぞれの数値を記載してください。
- 11 ⑤及び⑥の欄は、別表3（課税標準の特例明細書）の㊧の合計（事業所等が2以上の場合はこれらの合計とする。）で⑤又は⑥に対応するそれぞれの数値を記載してください。
- 12 ⑦の欄は、課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）が12月に満たない場合は $(① - ③ - ⑤) \times \frac{\text{算定期間の月数}}{12}$ の床面積に $\frac{\text{算定期間の月数}}{12}$ を乗じて得た床面積の合計を記載してください。
- 13 ⑧の欄は、次に掲げる事業所等に応じ、それぞれに対応する $(② - ④ - ⑥) \times \frac{\text{算定期間の月数}}{12}$ の床面積（算定期間が12月に満たない場合は $\frac{\text{算定期間の月数}}{12}$ を乗じて得た床面積とする。）にそれぞれ次に掲げる割合を乗じて得た床面積を記載してください。
 - (1) 算定期間の中途において新設された事業所等（(3)を除く。）
$$\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日に属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$
 - (2) 算定期間の中途において廃止された事業所等（(3)を除く。）
$$\frac{\text{算定期間の開始の日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$
 - (3) 算定期間の中途において新設され、かつ、廃止された事業所等
$$\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$
- 14 ⑫の欄は、別表1の従業者給与総額㊤の合計を記載してください。
- 15 ⑬の欄は、別表2の非課税従業者給与総額㊦の合計を記載してください。
- 16 ⑭の欄は、別表3の控除従業者給与総額㊧の合計を記載してください。
- 17 ⑮の欄は、課税標準となる従業者給与総額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨ててください。
- 18 ⑯及び⑰の欄は、資産割及び従業者割の合計の税額に100円未満の端数が生じた場合は、切り捨ててください。
- 19 記載に当たっては、「事業所税申告の手引」を御参照ください。

第44号様式別表1 記載要領

- 1 この明細書は、第44号様式の申告書に添付してください。
- 2 ※印の欄は記載しないでください。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。
なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- 4 「算定期間」の欄は、課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）を記載してください。
- 5 「明細区分」の欄は、次により記載してください。
 - (1) 1は、事業所等が算定期間を通じて使用されたものをいい、2は、事業所等が算定期間の中途において新設又は廃止されたものをいいます。また、計は、1又は2のそれぞれの合計をいいます。
 - (2) (1)の区分に従って、該当する項目に○印を付してください。
 - (3) 記載に当たっては、まず明細区分1の事業所等から記載し、次に1の合計、そして明細区分2の事業所等、2の合計の順に記載してください（「専用床面積㊟」及び「共用床面積㊿」の合計は、記載する必要はありません。）。
 - (4) 一の用紙に記載される事業所等の全部が1又は2である場合には、上記(2)及び(3)の記載の例によらずに、「明細区分の別」の欄中の該当する数字に○印のみ付していただいても構いません。
- 6 「専用床面積㊟」の欄は、期末又は廃止の日現在における専用に係る事業所等の用に供する部分の延べ面積（1平方メートルの100分の1未満は切り捨て。以下同じ。）を記載してください。
- 7 「共用床面積㊿」の欄は、専用床面積に対する第44号様式別表4の⑥の共用床面積を記載してください。
- 8 「事業所床面積㊿」の欄は、「専用床面積㊟」と「共用床面積㊿」の合計を記載してください。
なお、事業所用家屋の全部を専用している場合等で共用床面積がない場合は、この欄のみ記載していただいても構いません。
- 9 「使用した期間」及び「同上の月数」の欄は、事業所等が算定期間を通じて使用されたものである場合は記載の必要がありません。
- 10 「同上の月数」の欄は、次により記載してください。
 - (1) 算定期間の中途において新設された事業所等（(3)を除く。）
当該新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数
 - (2) 算定期間の中途において廃止された事業所等（(3)を除く。）
当該算定期間の開始の日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数
 - (3) 算定期間の中途において新設され、かつ、廃止された事業所等
当該新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数
- 11 「従業者数㊿」の欄は、期末又は廃止の日現在における従業者数（地方税法第701条の31第1項第5号において従業者から除かれる者を含む。）を記載してください。ただし、当該算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が、当該従業者の数のうち最小であるものの数値に2を乗じて得た数値を超える場合は、当該算定期間の各月の末日現在における従業者数の合計を当該算定期間の月数で除して得た数値を記載してください。
なお、この場合は、各月の末日現在の従業者数の明細を添付してください。
- 12 「従業者給与総額㊿」の欄は、算定期間中に支払われた給与等の総額を記載してください。
- 13 記載に当たっては、「事業所税申告の手引」を御参照ください。

第44号様式別表2 記載要領

- 1 この明細書は、地方税法（以下「法」という。）第701条の34（事業所税の非課税の範囲）の規定の適用がある場合（法第701条の31第1項第5号において従業者から除かれる者がある場合を含む。）に第44号様式の申告書に添付してください。
- 2 ※印の欄は記載しないでください。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。
なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- 4 「算定期間」の欄は、課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）を記載してください。
- 5 ㊦の欄は、該当項目ごとにそれぞれの床面積（1平方メートルの100分の1未満は切り捨て。）を記載してください。ただし、事業所等の用に供する部分に係る共同の用に供する部分がある場合（別表4の共用部分の計算書が添付される場合）は、共同の用に供する部分の床面積に係る非課税床面積については記載しないでください。
- 6 ㊧の欄は、期末又は廃止の日現在における非課税に係る従業者数（法第701条の31第1項第5号において従業者から除かれる者を含む。）を該当項目ごとに記載してください。
- 7 ㊨の欄は、算定期間中に支払われた給与等の額のうち非課税に係る給与等の額を該当項目ごとに記載してください。
- 8 記載に当たっては、「事業所税申告の手引」を御参照ください。

第44号様式別表3 記載要領

- 1 この明細書は、地方税法（以下「法」という。）第701条の41又は附則第33条（事業所税の課税標準の特例）の規定の適用がある場合（法第701条の31第1項第5号に規定する雇用改善助成対象者がある場合を含む。）に第44号様式の申告書に添付してください。
- 2 ※印の欄は記載しないでください。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。
なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- 4 「算定期間」の欄は、課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）を記載してください。
- 5 ㊦の欄は、期末又は廃止の日現在における課税標準の特例に係る床面積（㊥の控除割合による控除前の床面積を1平方メートルの100分の1未満を切り捨てて記載する。）を該当項目ごとにそれぞれ記載してください。
なお、法第701条の41第1項及び第2項並びに附則第33条第1項から第6項までの規定のうち2以上の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用を受ける㊧の欄の「控除床面積」を控除した後の床面積を記載してください。
- 6 ㊩の欄は、算定期間中に支払われた従業者給与総額のうち課税標準の特例に係る給与等の額（㊥の控除割合による控除前の給与等の額）を該当項目ごとにそれぞれ記載してください。
- 7 記載に当たっては、「事業所税申告の手引」を御参照ください。

第44号様式別表4 記載要領

1 この計算書は、事業所用家屋である家屋に事業所等の用に供する部分（以下「事業所部分」という。）に係る共同の用に供する部分（以下「共用部分」という。）がある場合に第44号様式別表1に添付してください。

したがって、一の事業所等が家屋全体を専用している場合又は家屋の一部を専用しているが共用部分がない場合は、添付の必要がありません。

2 ※印の欄は記載しないでください。

3 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。

なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

4 ①の欄は、共用部分以外の部分（以下「専用部分」という。）で⑤の欄の共用部分に関連を有する専用部分の延べ面積（1平方メートルの100分の1未満は切り捨て。以下同じ。）を記載してください。

5 ②の欄は、①の専用部分の延べ面積のうち、この申告書に係る事業所部分の延べ面積（以下「専用床面積」という。）を記載してください。

なお、この専用床面積は、第44号様式別表1の「専用床面積㊦」の欄と一致するものです。

6 ③の欄は、㊦の欄の数値を記載してください。

7 ⑦の欄は、次により記載してください。ただし、㊦、㊧及び㊨の欄は、特定防火対象物である事業所等について記載してください。

(1) ㊦の欄は、共用部分の床面積（以下「共用床面積」という。）のうち、地方税法施行令（以下「政令」という。）第56条の43第2項に掲げる消防設備等に係る床面積を記載してください。

(2) ㊧の欄は、共用床面積のうち政令第56条の43第3項第1号イ、第4号及び第5号イに掲げる避難階段等に係る床面積を記載してください。

(3) ㊨の欄は、共用床面積のうち政令第56条の43第3項第1号ロ、第2号、第3号及び第5号ロに掲げる設備等に係る床面積に2分の1を乗じて得た面積を記載してください。

(4) ㊩の欄は、共用床面積のうち、㊦、㊧及び㊨以外の非課税に係る共用床面積を記載してください。

(5) ㊦～㊩に記載がある場合は、別表2に準じて、該当項目ごとにそれぞれの床面積を記載した明細を添付してください。

8 記載にあたっては、「事業所税申告の手引」を御参照ください。

障害者・高齢者の従業者及び雇用改善助成対象者給与支払明細書 記載要領

- 1 非課税の対象となる支払給与額は、障害者の認定日以後に係るもの又は非課税となる年齢に達した日以後に係るものに限られます。
雇用改善助成対象者の支払給与額も同様です。
- 2 役員への支払給与額は、非課税とはなりません。
- 3 必要事項が記載されたものであれば、別の様式で御提出いただいても構いません。
- 4 記載に当たっては、「事業所税申告の手引」も必ず御参照ください。

みなし共同事業に関する明細書 記載要領

- 1 この明細書は、地方税法第 701 条の 32 第 2 項の特殊関係者に係るみなし共同事業を行う場合に第 44 号様式の申告書に添付してください。
- 2 ※印の欄は記載しないでください。
- 3 「算定期間」の欄は、特殊関係者を有する者（申告者）に係る課税標準の算定期間を記載してください。
- 4 「みなし共同事業に係る事業所等の名称（ビル名）」及び「みなし共同事業に係る事業所等の所在地」の欄は、みなし共同事業に該当する建物の名称及び所在地をそれぞれ記載してください。
- 5 「みなし共同事業に係る事業者の住所（所在地）及び氏名（名称）」の欄は、みなし共同事業に係る特殊関係者の住所（所在地）及び氏名（名称）を記載してください。
- 6 ①の「専用床面積」の欄は、課税標準の算定期間の末日現在における共同事業とみなされる部分に係る特殊関係者の事業所等の専用部分の延べ床面積を記載してください。
- 7 ②の「共用床面積」の欄は、①の「専用床面積」に対応する共用床面積（非課税に係る共用床面積を除く。）を記載してください。
- 8 ④の「非課税床面積」の欄は、①の「専用床面積」のうち非課税となる部分の床面積を記載してください。
- 9 ⑥の「従業者数」の欄は、課税標準の算定期間の末日現在における共同事業とみなされる部分に係る特殊関係者の従業者数を記載してください。
- 10 ⑦の「非課税従業者数」の欄は、⑥の「従業者数」のうち非課税に係る従業者数を記載してください。
- 11 「非課税の内訳」の欄は、④・⑦の内訳を該当項目ごとにそれぞれの床面積、従業者数を記載してください。
- 12 記載に当たっては、「事業所税申告の手引」も必ず御参照ください。